

決裁権限規程

平成25年4月1日制定

平成28年7月3日改正

平成29年4月1日改正

令和6年7月6日改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）における役員及び事務局管理職の決裁権限事項を定め、業務の組織的、能率的運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に使用する用語は次の定義による。

(1) 役職：役員及び事務局管理職の職務上の地位

(2) 権限：職務を遂行するにあたってなしうる行為の限界

(3) 責任：権限を遂行する義務、及び権限の行使または不行使の結果に対する評価を受容すべき義務

(決裁権限及び決裁事項)

第3条 決裁権限事項及び役職の決裁権限の詳細は別に定める。

(権限の尊重)

第4条 各役職は、互いに他の役職の権限を尊重し、これを侵してはならない。

(権限の行使)

第5条 各役職は原則として、自己の判断によって自らその権限を行使しなければならない。但し、あらかじめ、設定されまたは指示された基準もしくは方針がある場合はそれに従う。

(権限の移譲)

第6条 各役職は、必要があると認めるときは、自己の権限の一部を他の役職に移譲することができる。

2 移譲者は、移譲した権限について適宜の方法により、これを明示するとともに、関係者に対し徹底しなければならない。

(権限の代理)

第7条 権限を行使すべき者が、欠員、不在もしくは事故によってその権限を行使することができない場合は、次の順位により権限を代理する。

(1) あらかじめ指定された役職

(2) 直属上級役職

(権限の調整)

第8条 各役職は、自己の権限内の事項であっても、疑義のあるときまたは重要かつ異例と認められるときは、適宜の方法により上級役職の指示を求めるとともに関係先と十分協議、調整してこれを処理しなければならない。

(責任の帰属)

第9条 各役職は、自己の権限の行使または不行使の結果について責任を負わなければならない。

2 各役職は、他の役職から権限の移譲を受けた場合、または他の役職の権限を代理する場合は、その権限の行使または不行使の結果について責任を負わなければならない。

3 権限の移譲者は、被移譲者の権限の行使または不行使の結果について、監督の責任を負わなければならない。

(報告義務)

第10条 各役職は、自己の権限の行使の結果について、適宜の方法により、直近上級役職に報告しなければならない。但し、軽易な事項についてはこの限りではない。

2 権限の移譲を受けた場合または権限を代理する場合も前項による。

(緊急事項の処理権限)

第11条 緊急ややむを得ない事由があるときは、この規程による権限を有しない事項についても臨機の措置をとることができる。この場合、事後に速やかに前条に定める手続きをとらなければならない。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の議決によって行う。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成28年7月3日から施行する。

3 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

4 この規程は、令和6年7月6日から施行する。